

第1回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 2 議案第 6号 いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 7号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 8号 いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 9号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第10号 いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第11号 いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第12号 いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第13号 いちき串木野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第10 議案第14号 いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第15号 いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第16号 いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第17号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第18号 いちき串木野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第19号 いちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第20号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第17 議案第21号 いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第22号 いちき串木野市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 国特予算議案第1号 平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第20 公下水特予算議案第1号 平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第21 市場特予算議案第1号 平成30年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第22 介特予算議案第1号 平成30年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第23 漁集排特予算議案第1号 平成30年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第24 後特予算議案第1号 平成30年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 水道予算議案第1号 平成30年度いちき串木野市水道事業会計予算

- 第 26 予算議案第 1 号 平成 30 年度いちき串木野市一般会計予算
 - 第 27 議案第 23 号 いちき串木野市国民宿舎条例及びいちき串木野市市来ふれあい温泉センター条例を廃止する条例の制定について
 - 第 28 議案第 24 号 財産の無償譲渡について
 - 第 29 議案第 25 号 財産の無償貸付について
 - 第 30 会期の延長について
 - 第 31 議案第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 第 32 議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 15名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	13番	下迫田良信君
5番	中村敏彦君	14番	宇都耕平君
6番	大六野一美君	15番	福田清宏君
7番	西別府治君	16番	平石耕二君
8番	濱田尚君		

欠席議員 1名

12番 原口政敏君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	東浩二君	主	査	神蘭正樹君
補	佐	岡田錦也君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	田	中	和	幸	君								
副	市	長	中	屋	謙	治	君	市	来	支	所	長	中	村	安	弘	君		
教	育	長	有	村	孝	君	教	委	総	務	課	長	木	下	琢	治	君		
地	方	創	生	統	括	監	松	尾	章	弘	君	消	防	長	前	屋	満	治	君
総	務	課	長	中	尾	重	美	君	観	光	交	流	課	長	末	吉	浩	二	君
政	策	課	長	満	蘭	健	士	郎	君										

平成30年3月27日午前10時00分開議

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（平石耕二君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった平成29年度1月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第7号について、それぞれその写しをお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった平成29年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についてもその写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第26

議案第5号～予算議案第1号一
括上程

○議長（平石耕二君） それでは、日程第1、議案第5号から日程第26、予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長松崎幹夫君登壇]

○総務文教委員長（松崎幹夫君） おはようございます。

私ども総務文教委員会に付託されました案件は単行議案8件であります。

去る3月8日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第5号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、辺地事業として岩下・宇都地区ほか2地区の公共的施設の整備事業を実施するに当たり、総合整備計画を策定するものであります。

説明によりますと、鹿児島市を中心とするかごしま連携中枢都市圏を形成したことにより、辺地の算定基準である「市役所までの距離」を「鹿児島市役所までの距離」とされたため、本市全域を再度調査

した結果、従来の草良・大河内辺地が荒川地区全域まで拡大、以前は辺地であったものの現在、区域から外れていた岩下・宇都辺地が復活、そのほか戸崎・崎野辺地が新たに追加されたとのことであります。

審査の中で、整備計画において施設名等を挙げているが予算的にはどう考えているかと質したところ、国の予算措置ができれば有利な起債として充当するために計画を策定しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、特別職報酬等審議会の答申を尊重し、本市議会議員の報酬額を改定しようとするものであります。

説明によりますと、本市の議員報酬は県内19市中14番目と低い水準であること、九州内の類似団体の市と比較して月額で5万円以上の差があること、また、過去の報酬削減や議員数の削減による財政効果が大きいこと、若い世代や能力ある人材が議員に立候補しやすい環境を整えることなどから、2%引き上げるとのことです。

審査の中で、議員の報酬が高いという意見がある中、議員報酬を上げることは市民に受け入れられないのではないかという意見が出される一方、議員の報酬が高いという意見は議員の活動が見えないという批判からのものであり、その指摘を肝に銘じ、しっかりと応えていけば、2%の引き上げは妥当ではないかとの意見が述べられたのであります。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、羽島出張所嘱託員の報酬単価の見直しに伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、最低賃金が上がったことにより改正するこのことです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、消防法令等に関する手数料を改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、扶養親族に係る補償基礎額の加算額等を改正するものであります。

説明によりますと、非常勤消防団員に係る損害補償の算定基礎となる加算額について、配偶者を333円から217円に引き下げ、子を267円から333円に引き上げるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防法令に関する重大な違反がある対象物の公表制度を定めるため改正しようとするものであります。

説明によりますと、消防法令に関する重大な違反がある防火対象物について、その対象物の名称や法令違反の内容等を利用者へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、適正な防火管理と消防用設備等の設置促進のため、公表制度を定めるとのことであります。

審査の中で、どのような方法で公表するのかと質したところ、市のホームページへの掲載及び消防本部、消防署での閲覧としているとの答弁であります。

委員の中から、ホームページでの公表では一般の方にはわかりにくいので、わかりやすく周知できる方法を考えてほしい、また、公表方法については県内消防長会議等でも精査してほしいとの意見が述べ

られたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、子育て支援の充実を図るため、第2子以降のいちき串木野市立幼稚園の利用者負担額を改正しようとするものであります。

説明によりますと、この改正により、全ての階層において、条件により第2子以降の保育料は無料になるとのことです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市総合体育館に柔道畳200枚を整備することに伴い、使用料を定めようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果について報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第5号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第6号いちき串木野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平石耕二君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号いちき串木野市総合運動公園体

育施設条例の一部を改正する条例の制定について、
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業厚生委員長の報告を求めます。

[産業厚生委員長西別府 治君登壇]

○産業厚生委員長（西別府 治君） 私ども産業厚生委員会に付託されました案件は、単行議案10件、予算議案7件、請願1件及び継続審査の陳情1件の計19件であります。

去る3月9日に委員会を開催し、請願1件と陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第13号いちき串木野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

本案は、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の指定権限等が市に移管されるため、運営基準等について規定しようとするものであります。

審査の中で、保管しておくべき関係書類の保存年限が2年間から5年間となった理由について質したところ、事業所が保管しておくべき関係書類の保存年限については、国基準の2年間を、事業所が不適正な介護報酬を受領した際の返還請求の時効期限を地方自治法の規定を適用して5年間とすることとしたとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行さ

れることに伴い県も保険者となるため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、平成30年度以降は都道府県と市町村がともに保険者となり、それぞれの役割を担い、県は県内統一的な方針である国保運営方針を定め、市町村の事務効率化、標準化、広域化などを推進し、市は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税の決定、賦課、徴収、保険事業等の事務を担うとのことであります。

審査の中で、今回の条例改正に伴い、本市の国民健康保険運営協議会の位置づけはどうか質したところ、国民健康保険の運営自体が県になっても市町村とともに国民健康保険運営を行っていくため、国民健康保険運営協議会での審議内容や位置づけは従前と変わらないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、税額の算定方法及び税率等を改正しようとするものであります。

説明によりますと、税額の算定方法をこれまでの4方式から資産割額を除く所得割額、均等割額、平等割額の3方式とするとともに、税率を改正するほか条文を整備する。なお、本市は平成35年までに県下全域3方式となることや、資産割が二重課税ではないかという疑問を解消することを踏まえ、平成30年度から3方式を導入するとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間の介護保険料率等を定めるため改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の介護保険料改定については、介護保険法等の改正により第1号被保険者の

負担割合が22%から23%に引き上げられたことや、介護報酬改定率が0.54%増となったこと、平成31年10月に予定されている消費税率引き上げの影響等を考慮しなければならないなど厳しい要素が前提としてあったため、第6期計画を上回る事業量の算定となったが、平成29年度末の見込みで3億421万7,000円保有する基金を一部充当し、第6期介護保険事業計画期間の保険料と同額に据え置くとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公営住宅法等の一部改正並びに土川住宅1棟2戸の用途廃止及びウッドタウン2棟2戸の完成に伴い改正しようとするものであります。

主な改正内容として、認知症や知的障害者等の市営住宅の入居者が収入申告等を行うことが困難な場合は、市が官公署における必要な書類の閲覧により把握した収入に基づき家賃を定めることができるとのことであります。

審査の中で、築50年以上経過している市営住宅もあるが、修繕費等を考慮し、今後、用途廃止へ向けた計画等はあるか質したところ、現在年数が経過した住宅で空き家になった場合は用途廃止して解体している。また、修繕については随時行っているが、多くの費用がかかる場合は用途廃止も含め方向性を検討しなければならないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号いちき串木野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、被保険者に係る住所地特例の見直しについて定めるため改正しようとするものであります。

説明によりますと、国民健康保険の住所地特例を適用して、他県の施設等に入所をされている方が75歳に達し、後期高齢者医療制度に加入する場合、これまでは住所地である都道府県の後期高齢者医療広

域連合の被保険者となっていたが、今回の改正では、国民健康保険の住所地特例の適用を引き継ぐ規定が新設されたとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号いちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公営住宅法等の一部改正に伴い条文を整理しようとするものであります。

説明によりますと、改正の内容は、根拠法令の条項のずれによる条文の整理とのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い関係条例を整備しようとするものであります。

今回の改正のポイントは、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、共生型地域密着型通所介護を新たに規定するものや、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合などにおけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進すること等であるとのことであります。

審査の中で、事業所が共生型地域密着型サービス等の制度を活用しやすくするために、支援制度等を検討するなど行政側の手助けが必要ではないか質したところ、要介護認定者等が利用される共生型地域密着型サービス等については、今後は各事業所においても報酬等を検討するなど、国の動向を注視し、事業の状況等も勘案しながら実施可能になっていくものと考えたとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されること等に伴い条文を整備しようとするものであります。

説明によりますと、子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付について、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする等の改正が行われたとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号いちき串木野市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、荒川地域振興住宅2棟2戸の整備に伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、荒川地区のまちづくり協議会から要望を受け建設に至ったもので、日置市と薩摩川内市の方から2件の入居申し込みがあったとのことであります。

委員の中から、地域振興住宅は定住促進及び地域活性化を図ることを目的としているが、市の財政状況を考慮し、トータルコストを抑えるためにも地域振興住宅のあり方や今後の計画を見直す必要があるのではないかと意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,148万2,000円と定めようとするもので、前年度に対し19.8%の減であります。

また、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、前年度予算に対して8.41%増を見込んだ一般被保険者国民健康保険税のほか、県支出金及び繰入金が主なるものであります。

なお、平成30年度の一般被保険者数は、前年度比

で244人、78世帯少ない6,419人、4,225世帯を見込んでいるとのことであります。

また、国民健康保険基金繰入金7,000万円は財源調整のために繰り入れるものであり、平成30年度末の基金残高については1億3,405万9,000円と見込んでいるとのことであります。

歳出においては、県が県全体の保険給付費を推計した上で、本市分を30億600万9,000円と見込んだことから、給付費実績に基づき予算計上した保険給付費のほか、国民健康保険事業納付金のうち、これまでの医療費にかわるもので、県が推計した保健給付費をそれぞれの市町村の医療費水準や所得水準等をもとに算定した医療費給付費分、75歳以上の後期高齢者医療制度への現役世代からの支援金であり、県が国から示された係数や算定方法に基づき算定した額を納付する後期高齢者支援金等分などが主なるものであります。

審査の中で、努力支援交付金について、特定健診の受診勧奨等に努めることで受診率が上がり、医療費が抑えられ、その評価で努力支援交付金が交付されることから、行政と公民館との連携体制をさらに整え、評価指数を上げていくべきではないか質したところ、特定健診の受診率については60%を超えて足踏み状態が続いている。今後は被保険者へ受診勧奨についてきめ細かな説明を行い、インセンティブの強化を図り、重症化予防を含めた医療費適正化に向け取り組んでいくことが評価につながると考えるとの答弁であります。

また、医療費抑制のためにジェネリック医薬品の普及についてさらに周知徹底を図るべきではないか質したところ、現在、被保険者の方にはジェネリック医薬品差額通知書を送付している。また、市の広報紙や保険証切りかえ時にジェネリック医薬品の使用についてお知らせしているが、今後も現在の医療費の状況も含め、市民に理解していただけるよう広報活動等を続けていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算についてであ

ります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,800万円と定めるほか、第2条で債務負担行為、第3条で地方債、第4条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入の主なるものは1款事業収入で、公共下水道使用料1億9,390万8,000円であります。

次に、歳出の主なるものは、1款総務費は平成32年度から地方公営企業会計適用に向けた資産台帳の整備に係る委託料、2款事業費は平成5年の供用開始から25年経過した串木野クリーンセンターの長寿命化事業費、3款公債費は起債借入に係る償還元金及び利子5億2,009万円であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25万3,000円と定めようとするものであります。

歳入は一般会計からの繰入金で、歳出は総務費で、市場施設に係る維持管理経費が主なるものであります。

説明によりますと、市場の経営状況については、年ごとに売上額が減少しており非常に厳しい経営が続いている。また、日置北部公設地方卸売市場運営検討委員会を立ち上げ、市場運営状況の現状把握及びその原因分析等を行っており、まずは毎年の決算を黒字にすることが必要であるなどの意見が出ている。その中で、市場を通して野菜を仕入れる方式でのカット野菜工場の計画を持つ方がおり、市としてはこの計画に期待をしている。なお、市場の使用料については、昨年度に引き続いて申請に基づき減免するとのことであります。

審査の中で、以前から計画があるカット野菜工場の進捗状況について質したところ、カット野菜工場の計画は手続が進み、おおよその目途が立ちつつある。これを機に、まずは単年度での黒字体質に転換

できないか期待しているとの答弁であります。

また、流通経路も変わり、厳しい状況である中、今後、単年度黒字にならない場合は、補助金適正化法等も考慮し、存続や廃止等も含め検討する時期にきているのではと質したところ、公設市場については、市が開設者でもあり串木野青果株式会社へ出資していることから、市場存続へ向け好転させるものがないか引き続き模索していくとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,132万9,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入において、1款保険料は前年度当初予算と比較して877万3,000円、1.3%増の6億7,875万2,000円を計上するほか、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計からの繰入金が主なるものであります。

なお、平成30年度の被保険者数は、前年度比で102人増の1万72人を見込んでいるとのことであります。

歳出においては、高齢者のさらなる社会参加を促進する高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業を行う総務費のほか、要支援者及び要介護者の方々に対する保険給付費33億5,336万4,000円、各公民館で実施するころばん体操や、ころばん体操が実施されない公民館等の方等を対象とする介護予防教室などの介護予防事業を行う地域支援事業費が主なるものであります。

審査の中で、低所得者保険料軽減繰入金の内容と直近の第1号被保険者数及び認定状況について質したところ、低所得者保険料軽減繰入金は介護保険料第1段階の方の保険料を年額3,600円軽減しているものである。また、第1号被保険者数は平成29年11月末現在で1万57人であり、要支援、要介護を合わせた認定者は1,929人となっているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,782万6,000円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入は1款事業収入で、月122件、延べ1,464件を見込んだ下水道使用料及び一般会計からの繰入金が主なるものであります。

次に、歳出の主なるものは、1款漁業集落排水事業費は、主に処理場の維持管理に要する経費614万1,000円、2款公債費は起債借入に係る償還元金及び利子であります。

委員の中から、下水道接続件数は若干増えているが、未接続世帯への今後の接続要請については地元の方と行政が連携して行ってほしいとの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,093万6,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、被保険者数を前年度比44人増の5,388人と見込んだ後期高齢者医療保険料のほか、低所得者に対する政令減額相当額を県と市で負担する保険基盤安定繰入金の主なるものであります。

歳出においては、後期高齢者医療保険料及び一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するための後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号平成30年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

水道事業については、平成30年度の業務予定量を給水戸数1万2,822戸、年間総給水量412万1,010立方メートルとの見込みであります。

まず、収益的収入の主なるものは、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益で、水道料金及び加入金5億5,891万1,000円の計上であります。

次に、収益的支出についてであります。1款水道事業費用の主なるものは、1項営業費用1目原浄配給水費で、上水道施設維持点検業務委託料及び検漏量水器取替修繕、漏水修理等、また、3目減価償却費は建物、構築物、機械及び装置の減価償却費等であります。

次に、資本的収入の主なるものは、水道事業建設企業債2億3,000万円であります。

次に、資本的支出についてであります。1款資本的支出1項建設改良費は、羽島萩元配水池の老朽化及び平成29年度から実施している低水圧区域の解消を目的とした配水池整備事業、川上中組にある既存水源の送水ポンプ等の更新並びに電気設備の更新等の整備、麓地区ほか配水管布設及び布設替事業等に要する事業費2億9,708万円が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第13号いちき串木野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号いちき串木野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号いちき串木野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号いちき串木野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号いちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号いちき串木野市地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市場特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号平成30年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号平成30年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長福田清宏君登壇〕

○予算審査特別委員長（福田清宏君） 私ども予算審査特別委員会に付託された案件は予算議案1件であります。

去る3月7日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月12日、14日、15日及び16日の4日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち現地調査を実施しました。

予算議案第1号平成30年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ158億5,000万円とするものであります。これは、前年度当初予算と比較すると9億2,300万円、5.5%の減となります。

第2条で、都心平江線改良事業についての継続費の設定、第3条で地方債の起債の限度額、第4条で一時借入金の最高額、第5条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

本年度の予算は、第2次総合計画及びマニフェストを踏まえ、幼稚園・保育園の第2子以降の無料化などの少子化対策、公立中学校等への空調整備など教育環境の整備、企業誘致や地場産業の振興及び定住交流人口の拡大など、地域活性化につながる各種施策を推進し、「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向けて取り組むほか、普通交付税のさらなる削減など厳しい財政状況が見込まれており、これまで以上に徹底した事務事業の見直しなどを行いながら、効率的で持続可能な財政運営に努めていくものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1 款市税29億8,766万8,000円は、前年度に対し690万9,000円、0.2%の減であります。個人市民税9億1,160万3,000円は、前年度に対し納税義務者の増加により1,534万5,000円、1.7%の増、法人市民税2億2,328万1,000円は、前年度実績等を勘案し、建設業、卸売・小売・飲食業等は伸びるものの、製造業、鉱

業の減を見込み、634万6,000円、2.8%の減であります。固定資産税13億3,125万7,000円は、平成30年度の評価替えに伴う土地・家屋の減が見込まれるものの、償却資産の増を見込み、886万5,000円、0.67%の増、国有資産等所在市町村交付金及び納付金2億5,689万6,000円は、国家石油地下備蓄基地の減が主なるもので、2,397万2,000円、8.54%の減であります。

次に、9款地方交付税は、特別交付税において前年度と同額6億円を見込み、普通交付税は前年度比300万円、0.1%減の41億8,000万円の計上であります。

次に、16款寄附金は、ふるさと納税寄附金6億円などの計上であります。

次に、20款市債15億2,723万円は、前年度と比較して13億7,436万円の減であります。最終処分場の建設事業の終了に伴う合併特例事業債の減が主なる要因であります。平成30年度末の市債残高は、221億4,592万9,000円の見込みで、後年度の交付税措置額は132億1,981万円で、交付税措置率は59.7%と見込んでおります。

なお、平成30年度は合併特例事業債の活用額を2億230万円とし、発行可能額82億3,300万円に対し、累計は70億4,980万円となり、活用率は85.6%となることとあります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費においては、定住人口の増加を図るため移住定住促進事業及び転入者住宅建設等補助金のほか、新規事業として平成33年度更新予定のはしご付消防自動車更新事業に充てる石油貯蔵施設立地対策等交付金基金積立金やIT体験研修キャンプ事業及び縁結び隊補助金、地域住民の移動手段及び活性化を図るためのコミュニティ自動車導入事業などが計上されております。

委員の中から、コミュニティ自動車の運行について、鹿児島運輸支局から法的な制約があり、地区外での活用はできないとされているが、交通弱者、買い物弱者の足を確保するにはコミュニティ自動車の活用を拡大し、交通網の整備を図るべきである旨の意見が述べられたのであります。

次に、3款民生費においては、介護保険特別会計

繰出金、障害者総合支援法介護給付等事業、保育施設等給付費、児童手当給付費及び生活保護扶助費のほか、新規事業として次期子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケート調査を行うとともに、就学児の保護者を対象に子どもの生活に関するアンケート調査等を実施する子ども・子育て支援事業計画等アンケート調査事業が計上されております。

審査の中で、生活保護扶助費について、生活扶助や医療扶助などが約5億円と多額化しているため、生活保護基準の見直しやジェネリック医薬品使用の原則化などを検討すべきではないかと質したところ、生活保護基準の改正については、現在、国で審議中である。内容としては、ジェネリック医薬品の原則化、大学等への進学支援として進学準備給付金などがある。生活保護基準の見直しについては、国や県の動向を踏まえ反映していくとの答弁であります。

また、委員の中から、生活保護受給者就労支援事業に力を入れるなど、生活保護受給者の支援策や扶助費の削減策を明確にし、その効率化を図るためのシステムづくりを進めるべきである旨の意見が述べられたのであります。

次に、4款衛生費においては、今年2月に完成した一般廃棄物管理型最終処分場に係る管理経費、予防接種等事業、子ども医療費助成事業、合併処理浄化槽設置整備補助金などのほか、新規事業として自殺対策計画策定事業、新生児聴覚検査事業、環境センター長寿命化基本計画策定事業などが計上されております。

また、統合前の簡易水道事業建設改良費に係る企業債償還金の交付税措置額等に対する水道事業会計への補助金及び出資金も計上されております。

審査の中で、健康寿命延伸モデル事業におけるモデル地区の選出方法と事業計画について質したところ、モデル地区の選出方法については、国民健康保険の医療費分析に基づき、対象地区の理解が得られた場合に選出している。また、今後の事業計画については、市民総ぐるみの健康づくり事業や医師会等と連携を図っての健康づくりサミットなどを計画しているとの答弁であります。

また、環境センター長寿命化基本計画策定事業に

ついて、環境型社会の構築のために日置市の生ごみ回収事業等を研究する考えはないかと質したところ、生ごみ回収事業については、メリットはあるが、費用対効果の面から見ると、焼却のほうが経費を抑えられる。今後は、耐用年数等を考慮し、延命化を図るための調査・計画を進めていきたいとの答弁であります。

次に、5款労働費においては、新規事業として、ハローワークと共同で運営するふるさとハローワークを設置することできめ細やかな就労支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図るため、ふるさとハローワーク事業が計上されております。

次に、6款農林水産業費においては、農業費で、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金のほか、新規事業として、中ノ平地区の頭首工改修を行う農業・農村活性化推進施設等整備事業や、耕作放棄地にツバキの植栽を推進し、ツバキ油の6次産業化及び耕作放棄地の解消による地域振興を図るためツバキ苗木の購入費用を補助するツバキ植栽推進事業補助金などが計上されております。

委員の中から、農家民泊推進事業については、グリーンツーリズムのあり方等も含め、農林水産業、商工業と連携し、食と農を活かした地域ぐるみの農家民泊を推進するための施策を検討していただきたい旨の意見が述べられたのであります。

また、林業費では、鳥獣被害対策実践事業補助金や県費単独補助治山事業などが計上されております。

水産業費では、新規事業として漁場環境保全創造事業、戸崎漁港の水揚げ荷捌き施設及び活魚施設の改修に対する種子島周辺漁業対策事業補助金やフィッシャリーナ改修事業などが計上されております。

説明によりますと、漁場環境保全創造事業は、魚介類のえさ場や産卵場所、幼稚魚の保育場としての機能に加え、環境浄化機能を有する藻場の造成のため、漁場環境の維持保全を図る魚礁を整備する計画であり、平成30年度は調査設計と本浦地先の設置を予定しているとのことであります。

次に、7款商工費においては、新規事業として、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図るため地域公共交通網形成計画策定事業、無償譲渡予

定の国民宿舎吹上浜荘及び市来ふれあい温泉センターの改修または建替に要する経費に対する補助金のほか、明治維新150周年記念事業としてソラシドエアの航空機体へのラッピング広告等の誘客促進キャンペーン事業に要する事業費などが計上されております。

審査の中で、地域公共交通網形成計画策定事業の内容及び公共交通会議に交通弱者や買い物弱者等、実際の利用者が参加できるかなどについて質したところ、地域公共交通網の計画は、人口減少や過疎化が進む地域の交通手段を確保するために導入予定のコミュニティ自動車やいきいきバス等の利用も踏まえて協議し、策定する。また、現状の分析等を行い、市民ニーズを把握するため、実際の利用者の意見も取り上げていきたいとの答弁であります。

また、委員の中から、薩摩藩英国留学生記念館の入館者数は年々減少傾向となっているため、明治維新150周年記念事業と絡めた宣伝を行うなど、さまざまな方法で誘客を図っていただきたい旨の意見が述べられたのであります。

次に、8款土木費においては、麓土地区画整理事業や地域振興住宅整備事業として、羽島地区、荒川地区に続き、旭地区に地域振興住宅の整備を実施するほか、新規事業として袴田地区の市道用地の境界に係る調査費などが計上されております。

審査の中で、旭地区に整備する地域振興住宅の整備戸数を1戸とすることになった経緯について質したところ、市営住宅については原則として1棟2戸以上の整備となるが、地域振興住宅については地元の要望を受け、入居が確実な場合に整備を行う。今回は、旭地区の要望により1戸の整備としたとの答弁であります。

次に、9款消防費においては、導入から22年経過した消防団本部用指揮広報車の更新に伴う消防施設整備事業のほか、災害対策用給水車整備事業、防災センター整備事業の実施設設計などが計上されております。

説明によりますと、災害対策用給水車整備事業は、災害発生から3日間における1人当たりの1日の水の必要量を3リットルと想定し、約1,000人分の給水

作業が迅速に行われるように、3トン車の給水車を整備するとのことであります。

次に、10款教育費においては、学校給食センター建設事業、スクールバス運行・特認校児童送迎費、鹿児島国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備経費、幼稚園及び中学校空調設備整備事業のほか、新規事業として、女性委員会設置事業、冠嶽文化芸術村計画策定事業などが計上されております。

審査の中で、学校給食センターの建設地を西薩工業団地内に決定した経緯について質したところ、市内で考えられる10カ所の候補地から西薩工業団地内の候補地と八房川沿いの候補地の2カ所に絞り込み、最終的には建設に掛かるコストや諸条件、また、完成後の運用面など、効果的・効率的な場所を考慮して選定したとの答弁であります。

また、委員の中から、特認校児童送迎のあり方について、当初は保護者の送迎を原則としていたが、家庭環境等の理由からタクシー送迎に移行している。特認校制度自体は否定しないが学校の統廃合も視野に入れながら、送迎のあり方については見きわめる時期に来ており、大きな課題であることから、議論を深めて一定の方向性を見出すべきである旨の意見が述べられたのであります。

次に、12款公債費20億9,642万8,000円は、平成29年度までに借り入れた市債の償還元金及び利子等であり、前年度と比較し、1,992万5,000円の増であります。

以上が歳入歳出の主なるものであります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

予算議案第1号平成30年度いちき串木野市一般会

計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平石耕二君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27～日程第29

議案第23号～議案第25号一括上程

○議長（平石耕二君） 次に、日程第27、議案第23号から日程第29、議案第25号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 今回、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号いちき串木野市国民宿舍条例及びいちき串木野市市来ふれあい温泉センター条例を廃止する条例の制定についてであります。

国民宿舍吹上浜荘及び市来ふれあい温泉センターについて、無償譲渡を行うに当たり、用途を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第24号財産の無償譲渡についてであります。

国民宿舍吹上浜荘及び市来ふれあい温泉センターの建物を鹿児島市名山町2番14号有限会社コロニに無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、譲渡の時期は平成30年4月1日としており

ます。

議案第25号財産の無償貸付についてであります。

国民宿舎吹上浜荘及び市来ふれあい温泉センターの敷地を有限会社コロンに無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、貸し付けの期間は平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間としております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（平石耕二君） これより質疑に入ります。

まず、議案第23号いちき串木野市国民宿舎条例及びいちき串木野市市来ふれあい温泉センター条例を廃止する条例の制定について、質疑はありませんか。

○15番（福田清宏君） 議案第24号とも少しかわりがあると思いますが、ここでお尋ねさせてください。

まず、無償譲渡を決められたその要因はどういうことだったでしょうか。

二つ目は、譲渡施設整備計画書には、現在の吹上浜荘にある宿泊・宴会ができるような施設計画が見えませんが、家族湯の施設設置等、温浴施設数カ所の計画が目立っているように見えますが、そのように理解してよろしゅうございますでしょうか、お伺いいたします。

○観光交流課長（末吉浩二君） まず1点目の譲渡に至った要因につきましては、平成26年度に国民宿舎、このときは串木野さのさ荘、吹上浜荘の2件でしたけれども、継続利用に関する検討ということで国民宿舎二つのあり方を検討しようということで、当時、鹿児島経済研究所に依頼をして二つの施設の今後あり方を検討していただきました。その中で、両施設とも、行政で持つのではなくて民間に移譲すべきだといったような検討結果が出ております。

それに基づいて、外部委員さんに入っていた国民宿舎利活用等検討委員会というのを、これまで、その都度でしたけれども、計9回開催をいたしました。その中で譲渡という基本的な方針を定めていただきましたので、それに基づいて今回こうして議案を出しているところです。

それから、宿泊・宴会のできる施設の整備についてということでしたけれども、現時点では構想段階であって、具体化されておきませんが、この必要性については認識されておられるようです。今後、採算ベースに乗るのか、あるいはニーズとか需要等がどれだけあるのか、そういった市場調査をされた中で計画に反映されていくものと思っております。

いずれにしても、地域の方々の意見を十分聞いた上で計画を立てていきたいとお話をされておりますので、そのような方向に進むのではないかと期待はしております。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

○14番（宇都耕平君） 今、課長のほうから内容的な説明は受けたんですけども、市長、私は市来のほうから出ておる者でございます。串木野には、串木野さのさ荘という形でできておりますけれども、市来の皆さんの心情、要望という形で、市側としても、ぜひ有限会社コロンのほうにそういう形で市長のほうから提言していただけますかね。そこをまず確認したいと思っております。

○市長（田畑誠一君） コロンのほうでこれから具体的な計画を進められるわけですが、今、課長のほうが答弁いたしましたとおり、計画に当たりますとは、地元の皆さん方の意見も聞きながら、もちろん市と協議しながら、具体的な計画を進めたいということでございますので、そういった方向で進むのではないかと、今、課長が答弁したとおり、期待をしているところであります。

○14番（宇都耕平君） 私は、今、市を代表する市長に聞いておるわけでございます。市長の気持ちとしては、市来地域の市民の心情を酌んで、市長としてコロン側にぜひ宿泊施設並びに宴会施設ができる形をばとっていただきたいと。

いろんな内容の説明を見ますと、簡易施設という形です。簡易施設の形であれば、どんなものかなど。簡易施設というのは、いろんな形がありますけれども。国語力が私はないんですけども、簡易施設ちゅうのは、失礼な言い方ですけども、形だけのものかなという感じも受けるわけですよ。

非常に、宿泊施設をつくるちゅうことは、金額も、

今の市来の、吹上浜荘の規模であれば、約8億円近くかかるような話も聞いております。そういうことをば考えると、今度受けられるコロンとしてもどんなものかなと。民間というのは、商業ベースでなければ、採算が合わなければ、ペイできなければやめるというような感じを受けるものですから。市来地域の市民を代表する私は、議員といたしましても、市民の皆さんから、ぜひそれだけは、ぜひ新しくつくる形であれば、つくってもらうように言ってくれということでしたから、今、私は質問しておるわけです。

市長の答弁を伺いたいです。市長の気持ちとして、ぜひコロン側に、私もそういう形で申し入れをするという言葉が出ないでしょうか。そこを伺います。

○市長（田畑誠一君） おかげさまで6社の応募があって、外部委員の専門の方々も交えて検討していただいて、そして、コロンにお受けいただくようになった次第であります。

これから具体的に計画は進めていかれると思いますが、もちろん企業でありますから採算性ということをお考えになって事業の計画を進められると思いますけれども、地元の意見等を十分反映しながらこれから計画を具体的に練っていかれるものと期待をしているところであります。先だってお泊りにもなられたという話を聞きました。そして、宴会行為なんかがあるときもちょっと多くて、宴会行為なんか非常に多いんですねということ等も言っておられたようであります。

いずれにいたしましても、現状を把握しながら採算性等を考慮して検討をされるものと期待しております。結果として市来のみならず、いちき串木野市の名所に、新しい斬新な発想で作り上げていただけるんじゃないかと期待をしているところであります。

○14番（宇都耕平君） 市長は、期待をしているところであるという答弁ですけれども、市長として、いちき串木野市民の代表として、ひとつ、新しくできるのであれば宿泊施設並びに宴会場を設けてほしいという申し入れをしていただきたいと、私はさっ

きから質問しておるわけです。

担当課はそれなりの形で努力しているとは、私は理解しておるんですけども、民間企業としては採算ベースに合わなければ、しないちゅうのはもうわかっているわけですよ。まして、IT産業の経営者ですから、これは採算に合わんな、しないちゅうのは目に見えておりますよね。私はどうも腑に落ちるのがそこなんですよ。

そこを市長としても、我々議員も、みんなそう理解していると、私は協力してくれるものと思っておるんですけども、市民を代表する市長の立場から、ぜひコロンのほうに、こういう市民の思いがありますので、そういう形でつくっていただきたいという旨をば言ってもらいたいという気持ちで、今、市長に答弁を求めておるんですけども、伺います。

○市長（田畑誠一君） いずれにいたしましても、企業とされて、地域の皆さん方の声を十分踏まえながら、そして採算性も考慮しながら、具体的な計画がなされるものと期待をしているところであります。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（平石耕二君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第24号財産の無償譲渡について、質疑はありませんか。

○10番（東 育代君） 10点ほどお伺いします。

まず初めに、この資料を見せていただいたんですが、譲渡物件の譲渡後5年間は固定資産税を減免するとあるんですが、5年後の固定資産税についてどのように試算をされているのかということをつ。

次に、2点目に、指定期日の翌日から起算して10年間指定用途に供さなければならないとあるんですが、その後はどのようなになるのか。

3点目に、温泉汲み上げの設備、温泉源を除くとあるんですが、串木野さのさ荘への温泉水との関係はどうなっていくのかということ。

それから、4点目に、会社概要では不動産業、太陽光発電事業が主なもののようですが、温泉施設、レストラン、宿泊施設などのノウハウはあるのかということをお聞きします。

それから、5点目ですが、譲渡施設整備計画書を

見せていただきました。整備の概要、整備目的と施設整備による効果が示されているわけなんです、この目的の中で、「普段使いの大浴場、プライベートでゆっくりとしたひとときを満喫できる家族湯という二つのアプローチにより」と書いてあります。このことによって、効果のところでは、「入浴単価の値上げを行ったとしても来場客の増加が期待できる」とあるんですが、あそこの大衆浴場の利用者は周辺の方々が多いんです。そこら辺のところ、値上げをどのくらい想定されているのか、値上げをしても効果があるとされているのかどうか、そこら辺を具体的に示されているのか。

また6点目ですが、その下のほうに、大浴場側のリフォーム、機能浴の導入の検討というところで、「現代的なプライベート風呂を導入することで新たな客層の獲得」とあるんですが、ここら辺、具体的に示されているのか。

それから7点目ですが、吹上浜荘の解体と家族湯施設の設置とあります。先ほどから高単価という言葉が出てきて、「高単価風呂を設置することによるお客様単価の向上」とあるんですが、ここら辺を具体的にどのようにお示しされていたのか。加えて、解体とあって、この中で「飲食スペースを設けること」とか「食事、お土産」と書いてあるんですが、レストランというのもここに入ってくるのかどうか、また、「地元雇用の機会を」とあるんですが、地元雇用の具体的な数値が示されているのかどうか。

それから、8点目に、「地域とのタイアップなどコミュニティスペース」とあって、具体的に「自社だけではできないより大きなことへの挑戦、より大きなイベントの発信」とあるんですが、具体的な構想が示されているのかどうか。先ほども出ましたが、簡易宿泊施設とはどのようなものか、規模についてお示しいただきたいと。

それから、9点目ですが、事業資金計画を見せていただきました。3億8,000万円という二つの項目があるんですが、この3億円の中に宿泊施設も含まれての計上なのか。

10点目、資金調達のところを見せていただいたんですが、自己資金はゼロで市の補助金と借入金に頼

っているようですが、運営がもし厳しくなった場合の対処についてはどうなのか。

そこら辺のところ、10点お聞きします。

○観光交流課長（末吉浩二君） まず1点目が、5年間の減免の試算の関係です。

吹上浜荘につきましては、特に、市の施設であったため固定資産の評価額が現在算出されていなくて、現在、県税事務所へ評価を依頼しております。その評価額によって減免額というのは決まってくると。

それから、温泉センターについては、市の施設でしたけれども、ほっとほっとのほうに貸すというようなことから、ここについては評価をしております。温泉センターについては評価額が1億5,370万円強ありますので、これを税額にして見ますと215万2,000円ということになります。課税標準額が出た分の100分の1.4ということで御理解いただきたいと思えます。

それから、少なくとも10年は経営をしてほしいといったような思いから10年間ということを決めております。10年経過後については、指定用途に供さなくてもいいというわけではなくて、継続する場合は甲乙協議をしていくということにしております。

建物は無償でお渡しをいたしますけれども、土地についてはあくまでも貸し付けるということにしておりますので、土地の10年間の貸し付けというところで期間満了になったときの再契約が必要になります。

継続して無償貸付する場合、当然議会の議決も必要となります。貸付条件についても、地域活性化に資する施設、それから公衆浴場施設で使用することを指定用途と定めておりますので、土地の契約のほうで10年後の甲乙協議が出てくると思っております。10年経過後も引き続き同じ指定用途での運営になるんじゃないかと想定をしております。

それから、串木野さのさ荘への温泉の供給につきましては、これまでどおり実施をしていくということにしております。これについては、募集要領の中で謳っており、条件としております。

事業内容の中で不動産業というのがありますけれども、これについてはテナントの運営とか、そうい

ったことをされておりまして、実際、温泉、宿泊のノウハウというのは、これまで事業概要の中には謳われていないところです。

それから、施設整備計画の中で、温泉の単価が出ております。これについても募集要領の中で、温泉センターの料金は当分の間、現行のとおりとすることということを謳っております。ただ、施設の整備計画の中で入浴単価の値上げを計画されておりますけれども、これについては、あくまでも老朽化を刷新して、清潔感を与えるようなリフォームを行った上でのことだと理解をしております。料金の具体的な設定については特段聞いておりませんが、これまで公の施設で運営をしていたことから、入浴料金がある程度低額で定まっております。近隣の温泉施設と同様ぐらいになるのではないかなど。これについても、1年間は現状のまま継続されますので、リフォーム後の話と我々は理解をしております。

6番目が、プライベート風呂とか高単価のお風呂ということで、家族湯を想定されておりますが、始良の日当山温泉に何とか温泉物語とあって結構高級な家族湯があるそうです。そこをイメージされて、一応計画の中に反映をされているといったようなことです。

7番目については、高単価のお風呂というのは、先ほど言った、ちょっと高級感のある家族風呂という認識をしております。

それと、飲食スペースも、当初の計画の中には入っているとあったようなこととございます。

それと、地元雇用の人数については、具体的な数字は今のところ聞いておりません。その施設整備計画の内容によって、現在いらっしゃる方を継続雇用されるのか、そこら辺も、1年かけて雇用についても協議をされていくんじゃないかなと思っております。

資金計画の中で3億8,000万円を出されております。この中で市の補助金が8,000万円、それから3億円については借入金ということとありますけれども、会社事業本体の累積益あたりを見みましても、相当安定された運営をされているということから、借入れをされても返済は十分見込めるんじゃないかと

思っております。

全体的に運営がもし厳しくなったらというお話でしたけれども、これについても、この1年かけて行われる詳細な計画の中で、そこあたりも十分、市場調査をされたりして、安定された運営をされるんじゃないかと期待をしているところです。

今、出されているこの施設整備計画の中で、3億8,000万円の中身は、温泉センターの改修、吹上浜荘の解体費用、家族風呂の施設整備費用とありますので、こういったものを3億8,000万円の中で整備をしていかれるということと、それから、簡易宿泊施設につきましても、一般的に簡易宿泊施設と言われているのが、旅館業のうち旅館営業をなすには原則として5部屋以上の客室と、それに伴う定員が必要となるというようなことです。その基準に達していない4部屋までとか、あるいは二段ベッド等、階層式寝台を設置している施設というのが簡易宿泊所というのに該当するみたいです。例えば、スポーツ合宿とか、民宿とか、カプセルホテルとか、簡易宿泊施設というのを調べると、そういったのが出てきます。

ただ、ここには、そういうことで整備計画はありますけれども、簡易宿泊施設になるとか、絶対これをつくられるとか、そういったものじゃなくて、先ほど市長も答弁いたしましたけれども、今後、地域のニーズとか需要とか、そういったのを市場調査をされてからの具体的な計画だと思います。

ただ、選定委員会の中でも出たんですけれども、今現在、ホテル業界というか、利用者数がやっぱり減少してきている状況にあるといったようなことが出ました。現在の100人程度泊まれる規模で長期的に維持していけるかというのは幾らか不安が残るということでした。それは専門の委員さんたちから出た言葉です。

そういった、全体的に現在の形態にこだわらない斬新な企画提案だといった言葉も出ましたので、今後宿泊についてはどういった形で計画されていくのか具体的にはまだ現在はわかっていないということとでございます。

○10番(東 育代君) 一遍に10項目質問したので、書きとめるのも大変でした。あとは詳しくは委員会

で審議していただくことになると思うんですが、コロナさんが示された計画というのが、今、聞くところでは、まだ形が見えないような感じで、あいまいな形でしか見えないんですね。「期待」とか「今からニーズ調査」とか、そういう中でここに決めるというのはちょっと不安というか、懸念を受けた答弁がありました。

今から委員会の中できちっと議論されていくことを逆に期待しています。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

○9番（中里純人君） 市民の皆様の大切な財産であります吹上浜荘と温泉センターを無償譲渡しまして、しかも8,000万円という補助金を拠出するわけでございます。有限会社コロナにおきましては吹上浜荘を解体しまして温泉センターをリフォーム工事するというところでございますが、市内の業者が何らかの工事を受けられるのか、また、そのような配慮はどうなっているのか伺います。

2点目が、レストランの計画というのがございますが、本市の豊富な特産品につきまして、飲料及び食料品の活用とか、どのような計画を持っていらっしゃるのか。

以上2点伺います。

○観光交流課長（末吉浩二君） これから解体とかリフォームとか出てくると思います。コロナさんには専属の建設会社さんがいらっしゃるみたいなんですけど、その方とも少し会ってお話をする機会がございました。今後取り壊し、リフォームが出てきますよね、おたくが実際されるんですかということをお尋ねしました。地元にも建設会社さんもございますよねと。ですので、大きな工事になるとJVを組んだりといったことを考えておりますということです。市内の業者さんとそういった形で実施をしていただけるんじゃないかと思っております。

それから、レストランの計画の中で地元食材というのもお話がございました。構想の中でも、できるだけ地域に貢献をしてとか地域の食材を使ってとかございます。

そういった形で、豊富な地元の特産品を使っていくといったような構想も入っておりますし、将来的

にはそういった部門の本社をそこにも置きたいといったようなことをおっしゃっていますので、十分そこから辺は期待していいんじゃないかとは思っております。

○9番（中里純人君） 市民の皆様の財産、そして、税金を使う工事ですので、ぜひ地元の業者を組んでいただいて工事を請け負うようお願いしたいと思っております。

それから、本市の特産品につきましては、試飲とかを何か考えてらっしゃるようですが、ぜひ焼酎のハイボールとかいろんな話題になる商品が出ておりますので、そういうようなものも活用していただきたいと思っております。

それから、先ほど来、同僚議員からもありますけど、この整備計画を見ますと、温泉を活用した収益策というのが非常に目につくわけですが、地域活性化に資する譲渡の条件というのがありますが、温泉以外にどのようなことを考えていらっしゃるのか、私も具体的な策がなかなか見えないと感じております。どのような計画があるのか伺います。

○観光交流課長（末吉浩二君） 当初出ている計画では、今お話がありましたとおり、温泉に特化した計画になっておりますが、将来的には、いちき串木野市のみんなの村構想という構想を持っておられまして、四つのキーワードで施設整備を考えておられるようです。

一つは、先ほどもありましたけれども、食に関連したレストランですとかイベントスペース。それから、伝える——伝。これには先ほどお話がありましたとおり、焼酎のワンコインの自販機を置いたりといったことや、後世に伝えていくような何か施設を将来的に増設をしていきたいと。それから、生きる、生活——活ですけれども、ここに例えば宿泊施設がございます。それから、四つ目の癒しということで家族風呂とか温泉施設といったものを計画をされていて、あそこの景観にマッチした形の観光施設になるんじゃないかという期待をしているところです。

○9番（中里純人君） 今、四つのプランを紹介していただきましたけど、具体的にまたそこを詰めて

いかれて、この計画にも地域とのタイアップという
もの謳ってありますので、ぜひ地域の方を巻き込ん
ですばらしい計画ができるようお願いしたいと思います。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

○8番（濱田 尚君） 利活用等検討委員会でも、
地域活性化というところの意見がたくさん出された
ところでありますけれども、今、同僚議員からもあ
りましたように、地域とのタイアップというのは大
事な部分になってくるのかなと思っております。

そういった中で、もうちょっと具体的に周辺地域
の皆さんとの連携というのを、どのような提案や考
えがあったのかお伺いします。

それともう1点、譲渡後に地域活性化の計画や事
業の展開を大きく変更するような場合などに、市と
しての対応や関与のあり方というのはどのようにお
考えかお伺いいたします。

○観光交流課長（末吉浩二君） 基本的には、地域
の方々のいろんな意見を聞いて、それを施設整備計
画に取り入れていきたいというお話をされておられ
ます。その中で、周辺地域との連携というのが今後
非常に重要になってくると思います。

議案を議決していただけたら、その旨お伝え
して、例えば地域の飲食業界ですとか商工会議所
ですとか、そういった方々にも顔つなぎをしていただ
きたいというのは、もうお話をしているところです。

それから、計画自体が、なかなか申し上げにくい
んですが、まだ詳細が決まっておりません。議決後
に1年かけて細かい計画をつくった上で、取り壊し
て行うといったようなことです。その都度、計画の
内容については御報告をしていきたいと思ってお
りますし、譲渡後、計画をされて、大きな変化でとい
うときは、契約書の中にも、そういったことで謳っ
てまして、誠実に履行をしていただきたい、履行し
ない場合は解除権を行使しますよとか、そういった
ことをこの契約書の中で謳っておりますので、どう
いった事態が想定されるかわかりませんが、そこで
また協議をしていくといったようなことになると思
っております。

○8番（濱田 尚君） この半年から1年の間に詳

細な計画をつくっていくということでありませ
ども、そういった中で譲渡する側からも地域のいろ
んな声、連携をしっかりと密にしてくださいという
ことを申し述べていただきたいと思います。

○議長（平石耕二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第25号財産の無償貸付について、質疑
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認め、これで質
疑を終結します。

ただいま議題となっている議案の付託については、
お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のと
おり、所管の常任委員会に付託します。

△日程第30 会期の延長について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第30、会期の延
長についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日までと議決されていま
すが、新たに提出された議案第23号から議案第25号の
審査を行うため、3月28日から3月29日までの2日
間延長したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は3月28日から3月29日までの
2日間延長することに決定しました。

△日程第31～日程第32

議案第26号及び議案第27号一括
上程

○議長（平石耕二君） 次に、日程第31、議案第26
号及び日程第32、議案第27号を一括して議題としま
す。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしまし
た議案につきまして、提案理由の説明を申し上げま

す。

議案第26号及び議案第27号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である濱田米夫氏及び下池明氏が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、濱田米夫氏については引き続き推薦し、下池明氏については、後任として新たに藤田裕子氏を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は別紙のとおりでありまして、人格、識見ともにすぐれ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

よろしく御審議の上、同意してくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（平石耕二君） これから質疑に入ります。

まず、議案第26号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第26号及び議案第27号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号及び議案第27号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第26号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（平石耕二君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（平石耕二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（平石耕二君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかな投票は、会議規則第73条第2項の規定により「否」とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

1番 吉留良三君

2番 江口祥子君

3番 松崎幹夫君

4番 田中和矢君

5番 中村敏彦君

6番 大六野一美君

7番 西別府治君

8番 濱田尚君

9番 中里純人君

10番 東育代君

11番 竹之内勉君

13番 下迫田良信君

14番 宇都耕平君

15番 福田清宏君

○議長（平石耕二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（平石耕二君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田中和矢議員、中村敏彦議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

[開 票]

○議長（平石耕二君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成 13票

反対 1票

以上のおおり、賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

次に、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（平石耕二君） ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（平石耕二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（平石耕二君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により「否」とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票願います。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

1番 吉 留 良 三 君

2番 江 口 祥 子 君

3番 松 崎 幹 夫 君

4番 田 中 和 矢 君

5番 中 村 敏 彦 君

6番 大六野 一 美 君

7番 西別府 治 君

8番 濱 田 尚 君

9番 中 里 純 人 君

10番 東 育 代 君

11番 竹之内 勉 君

13番 下迫田 良 信 君

14番 宇 都 耕 平 君

15番 福 田 清 宏 君

○議長（平石耕二君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（平石耕二君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大六野一美議員、西別府治議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

[開 票]

○議長（平石耕二君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち賛成 13票

反対 1票

以上のおおり、賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（平石耕二君） 本日はこれで散会します。

散会 午後0時27分